



自転車用ヘルメット購入費 の一部を補助します

自転車乗用時のヘルメット着用が令和5年4月より努力義務化となりました。

村では、長野県が実施する支援事業に準じ、高校生と高齢者の自転車用ヘルメットの購入費用の一部を助成します。

1 対象者及び申請期間：村内在住の高校生と高齢者

【令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入したヘルメット】

◆対象者

令和6年3月31日現在、満16歳～満18歳の方と満65歳以上の方
令和6年3月31日までに申請してください。

【令和6年4月1日から令和7年3月31日までに購入したヘルメット】

◆対象者

令和7年3月31日現在、満16歳～満18歳の方と満65歳以上の方
令和7年3月31日までに申請してください。

※長野県内の他の市町村で、長野県が実施する自転車乗用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていない方に限ります。

2 対象期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

※令和5年4月1日以降に購入した新品のヘルメットが対象

3 助成金額

ヘルメット購入費用の1/2以内（100円未満切り捨て）

上限2,000円（購入時の送料等は補助対象外となります）

※助成を申請できる回数は、自転車利用者1名につき

ヘルメット1個かつ1回限りです。



4 対象となるヘルメット

自転車に乗車する際に着用する専用品のうち、新品であって次の安全基準に適合するもの

SG（製品安全協会）

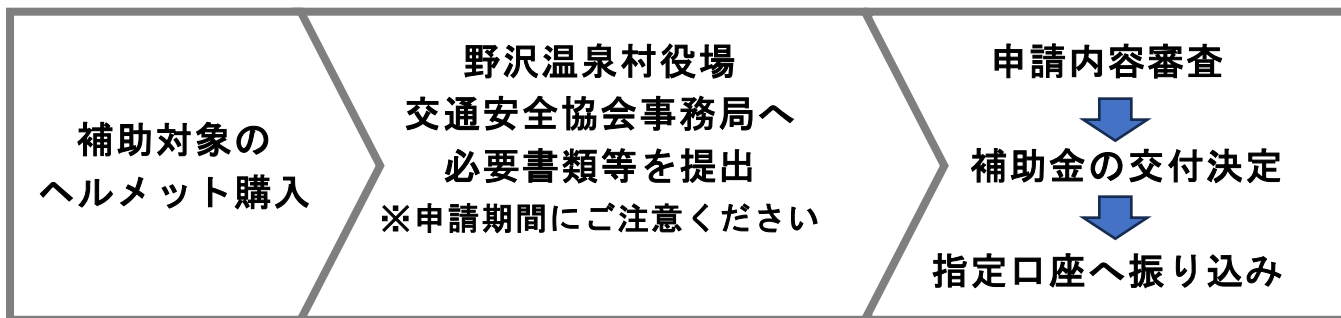
JCF（日本自転車競技連盟）

CE（欧州連合の安全基準）

GS（ドイツ製品安全法の安全基準）

CPSC（米国消費者製品安全委員会の安全基準）

5 補助金を受け取るまでの流れ



6 申請に必要な書類等

- 1) 補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書兼交付請求書(様式第1号)
- 2) ヘルメットの購入費が確認できる領収書等、またはその写し
- 3) 領収書等の確認できる書類が無い方は、販売証明書(販売店舗が発行)

※様式第1号、販売証明書様式は、役場3階交通安全協会事務局及び村ホームページで入手できます。

※未成年者の場合は保護者が申請してください。

お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

野沢温泉村
交通安全協会事務局
(役場3階)

電話
0269 - 85 - 3111 (代)

自転車用ヘルメットの安全基準マーク

	一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
	公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
	欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
	ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
	米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク